

表D

教育標準時間認定

階層 区分	徴収区分 世帯区分	幼稚園・認定こども園			
		3歳児		4・5歳児	
		基準額	子どもはぐくみ 応援額	基準額	子どもはぐくみ 応援額
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	1,800	0	1,600	0
市民税課税世帯	③ 市民税均等割のみ課税世帯	3,000	0	2,900	0
	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	4,900	2,300	4,300	2,100
	⑤ 35,000円以上 ～ 41,999円以下	5,200	2,300	4,600	2,300
	⑥ 42,000円以上 ～ 48,599円以下	5,400	2,300	5,000	2,300
	⑦ 48,600円以上 ～ 58,099円以下	10,100	4,600	9,100	4,600
	⑧ 58,100円以上 ～ 67,599円以下	10,100	5,000	10,100	5,000
	⑨ 67,600円以上 ～ 77,100円以下	10,100	5,000	10,100	5,000
	⑩ 77,101円以上 ～ 86,999円以下	16,600	6,600	14,000	6,600
	⑪ 87,000円以上 ～ 96,999円以下	17,200	6,600	15,000	6,600
	⑫ 97,000円以上 ～ 102,599円以下	17,700	6,600	15,600	6,600
	⑬ 102,600円以上 ～ 110,899円以下	20,500	8,600	18,200	8,600
	⑭ 110,900円以上 ～ 124,999円以下	20,500	8,600	19,600	8,600
	⑮ 125,000円以上 ～ 138,599円以下	20,500	8,600	20,200	8,600
	⑯ 138,600円以上 ～ 168,999円以下	20,500	10,200	20,200	10,100
	⑰ 169,000円以上 ～ 174,599円以下	20,500	10,200	20,200	10,100
	⑱ 174,600円以上 ～ 211,200円以下	20,500	10,200	20,200	10,100
	⑲ 211,201円以上 ～ 300,999円以下	25,700	12,800	21,200	10,600
	⑳ 301,000円以上 ～ 357,999円以下	25,700	12,800	21,200	10,600
	㉑ 358,000円以上 ～ 396,999円以下	25,700	12,800	21,200	10,600
	㉒ 397,000円以上 ～	25,700	12,800	21,200	10,600

※ 1号認定子どもに係る利用者負担額は、各施設が設定する教育標準時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税額、9月から翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。

※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等）は適用されません。

※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中で誕生日を迎えても適用される表の変更はありません（年度途中で3歳になって途中入園した場合は、3歳児の金額を適用）。

※ 9階層以下のひとり親世帯等は表D-2が適用されます。ひとり親世帯等とは、配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯、児童又は保護者が身体障害者手帳等の交付を受けている世帯などが該当します。

※ この他、幼稚園については、利用者負担額を軽減するための経過措置が設けられている場合がありますので、各幼稚園にお問い合わせください。

ひとり親世帯等【教育標準時間認定】

この表は、第9階層までのひとり親世帯等が対象です。
 下記の金額は第1子にかかる保育料です。第9階層までのひとり親世帯等の第2子以降の保育料は無料です。

○ 表D-2(幼稚園・認定こども園)

	世帯区分	徴収区分	
		3歳児 子どもはぐくみ 応援額	4・5歳児 子どもはぐくみ 応援額
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
②	市民税非課税世帯	0	0
市民税課税世帯	③ 市民税均等割のみ課税世帯	0	0
	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	2,300	2,100
	⑤ 35,000円以上 ～ 41,999円以下	2,300	2,300
	⑥ 42,000円以上 ～ 48,599円以下	2,300	2,300
	⑦ 48,600円以上 ～ 58,099円以下	3,000	3,000
	⑧ 58,100円以上 ～ 67,599円以下	3,000	3,000
	⑨ 67,600円以上 ～ 77,100円以下	3,000	3,000

- ※ 1号認定子どもに係る利用者負担額は、各施設が設定する教育標準時間の範囲内で利用する場合の金額です。
- ※ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税額、9月から翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。
- ※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金特別税額控除、寄付金税額控除等）は適用されません。
- ※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中で誕生日を迎えても適用される表の変更はありません。（年度途中で3歳になって途中入園した場合は、3歳児の金額を適用）
- ※ ひとり親世帯等とは、配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯、児童又は保護者が身体障害者手帳等の交付を受けている世帯などが該当します。
- ※ この他、幼稚園については、利用者負担額を軽減するための経過措置が設けられている場合がありますので、各幼稚園にお問い合わせください。